



津野町告示第33号

一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告します。

令和6年9月5日

津野町長 池田 三男



第1 入札に付する事項

- 1 工事名 令和6年度 津野町新本庁舎電話交換機整備工事
- 2 工事場所 高知県高岡郡津野町永野
- 3 工事概要 新本庁舎電話交換機整備工事（詳細は設計図書のとおり）
- 4 完成期限 令和7年3月14日
- 5 予定価格 事後公表
- 6 本工事は、当該入札に係る入札書提出時に、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書の提出を求めるものとする。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- 2 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、（2）から（4）については、その手続開始の決定後、入札参加資格の再審査を受けた者については、この限りでない。
 - （1）破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申立てを行った者
 - （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立てを行った者
 - （3）特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者
 - （4）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者
- 3 公告の日から開札の日までの期間に、津野町建設工事指名停止措置要綱又は高知県建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 建設業法第2条第1項に規定される「電気通信工事」について、令和6年度津野町競争入札参加資格を有する者であること。
- 5 四国内に主たる営業所（本社又は本店をいう。以下同じ。）を置く者又は四国内の営業所等を受任者とする者であること。
- 6 平成21年度以降公告日までに完成し引き渡した、電話交換機を構築する工事の元請施工実績（共同企業体の構成員である場合は代表者であること。）があること。なお、施工実績における発注者は国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体であること。

第3 入札参加の方法等

- 1 この工事の入札に参加しようとする者は、下記の提出期間内に一般競争入札参加資格確認申請書、第2-6の実績を証する書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この工事の入札に参加することができる。
なお、申請書等の提出にあたっては、下記に持参するものとし、郵送等による申請は受け付けない。
 - (1) 提出期間：この公告の日から令和6年9月13日（金）午後5時まで
※提出された申請書等は返却しない。
また、提出期限後の変更（差替）は認めない。
 - (2) 提出書類：一般競争入札参加資格確認申請書、第2-6の実績を証する書類（契約書の写し等）
 - (3) 提出場所：高岡郡津野町永野471-1
津野町役場 総務課
 - (4) 交付方法：津野町ホームページからダウンロード
(<https://town.kochi-tsuno.lg.jp>)
- 2 入札参加資格の確認は、申請書の提出期限をもって行うものとし、その結果は令和6年9月19日（木）までに申請者に対して通知する。
なお、一般競争入札参加資格確認通知書を受領した場合は、受領書を1の(3)まで返送すること（受領書は任意様式、返送はFAXでも可）。
- 3 入札資格がないと認めた者に対する理由の説明
 - (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、町長に対して説明を求めることができる。
 - (2) (1)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を令和6年9月20日（金）午後5時までに1の(3)へ持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。
 - (3) 説明を求めた者に対する回答は令和6年9月25日（水）までに書面により行う。
- 4 入札参加資格の喪失
入札参加資格確認通知後において、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当した場合、この工事の入札に参加することができない。
 - (1) 第2に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき
 - (2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき

第4 設計図書の閲覧について

- 1 設計図書の閲覧
設計図書はこの公告の日から入札の前日までの間、津野町ホームページにおいて閲覧・ダウンロードすることができる。
- 2 設計図書に関する質疑応答
 - (1) 設計図書の内容について質問がある場合は、質疑書を電子メール（アドレスは第11に記載のとおり）で提出すること。なお、質疑書提出時には、必ずその旨を電話で連絡すること。
 - (2) 質疑書提出・回答期限
質疑書提出期限：令和6年9月13日（金） 正午まで
回答期限：令和6年9月20日（金）

(3) 質問に対する回答は、回答期限までに津野町ホームページに掲載する。

第5 入札に関する事項

- 1 入札予定日時：令和6年9月26日（木）午前9時50分から
- 2 入札予定場所：津野町役場本庁舎2階多目的ホール
- 3 郵送等による入札は認めない。
- 4 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。
- 5 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第6 入札条件等

- 1 入札保証金：免除する
- 2 最低制限価格：設定する
- 3 現場代理人・技術者届の提出
 - (1) 落札者は、契約締結前に現場代理人及び配置する技術者について、別に定める様式による「現場代理人・技術者届」を提出しなければならない。
 - (2) 「現場代理人・技術者届」について、別途指定する期日までに提出がない場合は、落札決定を取り消す。
 - (3) 契約締結の前に、工期中の現場代理人の常駐又は技術者の確保が困難と認められる場合は、落札決定を取り消す。
 - (4) 契約締結の前の「現場代理人・技術者届」の提出により、契約締結後に必要な現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の通知がなされたものとみなす。
 - (5) 契約締結後に、現場代理人の常駐又は技術者の確保が困難となった場合は、契約の解除を行う場合がある。

第7 契約保証金

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付又は提出しなければならない。

- 1 契約保証金（現金に限る。）
- 2 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証書
- 3 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
- 4 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

第8 入札の無効

この公告に示した資格要件を満たさない者が行った入札及び津野町財務規則（平成17年規則第35号）第84条の規定に該当する入札は無効とする。

第9 契約の締結

- 1 本工事に係る契約は、町議会の議決を要するものであるため、落札決定後、議決を得るまでの間に仮契約を締結し、町議会の議決後本契約とするものとし、そ

の旨別途通知する。

2 支払い条件

- (1) 前払金あり（契約金額の10分の4を超えない範囲内とする。）
- (2) 部分払あり
- (3) 中間前払金あり（部分払いとの併用は不可）

第10 その他

- 1 申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 2 この入札への参加者は、津野町入札心得を熟読・了知のこと。

第11 問い合わせ先

高知県高岡郡津野町永野471-1 津野町役場 総務課 入札担当

電話 : 0889-55-2311

FAX : 0889-55-2022

E-mail : nyusatsu@town.kochi-tsuno.lg.jp